

## 低所得者の介護保険料軽減強化について

## 1 理由

令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げによる増収分を財源として、国による低所得者の介護保険料の更なる軽減強化が実施されます。このため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日から施行されました。

これを受け、本市においても令和元年度の介護保険料の軽減強化を行うこととなりました。

## 2 介護保険料の軽減強化内容

第 1 段階を更に軽減し、第 2、第 3 段階についても軽減するもので、第 1 段階の保険料率を 0.05 引き下げ 0.35 とし、第 2 段階を 0.095 引き下げ 0.595、第 3 段階を 0.025 引き下げ 0.725 とするものです。

【基準保険料 65,760 円／年額】

段階	現行(A)		軽減強化後(B)		差(A) - (B)	
	保険料率	保険料年額 (円)	保険料率	保険料年額 (円)	軽減幅	軽減額 (円)
第 1 段階	0.40	26,310	<u>0.350</u>	23,020	0.050	3,290
第 2 段階	0.69	45,380	<u>0.595</u>	39,130	0.095	6,250
第 3 段階	0.75	49,320	<u>0.725</u>	47,680	0.025	1,640

※第 1 段階は平成 27 年 4 月から軽減を実施し、保険料率を 0.45 から 0.40 にしています。

## 3 財政負担

低所得者の保険料を軽減したことによる保険料の減収分は、国、県及び市が負担することとなっており、その負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっています。

